

長野県社会福祉士養成施設指定に係る手続きについて

種別	設置計画※1	指定申請	変更計画※1	変更承認申請		変更届出	指定取消申請	5条報告
提出期限	授業を開始しようとする日の1年前 (運営指針 I-3-(1))	授業を開始しようとする日の6ヶ月前 (運営指針 I-4-(1))	学則を変更しようとする日の1年前 (運営指針 I-3-(2))	変更を行おうとする日の6ヶ月前 (運営指針 I-4-(1))	変更を行おうとする日の3ヶ月前 (運営指針 I-4-(1))	変更があった日から1ヶ月以内 (施行令第4条第2項)	取消予定日の6ヶ月前まで	毎学年度開始後2ヶ月以内(5月末まで) (施行令第5条)
新規設置※2	○	○						
指定を受けた内容の変更(省令第9条)	入所定員の増		○	○				
	入所定員に関する事又は入所定員の減				○			
	修業年限		○	○				
	養成課程		○	○				
	学級数		○	○				
	校舎の各室の用途、面積及び建物の配置図及び平面図(建物変更を含む)				○			
	通信養成を行う地域(通信)				○			
	添削その他の指導の方法(通信)				○			
	設置者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)						○	
	名称						○	
	位置						○	
	学則の内容(カリキュラム含む)※3						○	
	専任教員の氏名、履歴、担当科目及び専任・兼任の別※4						○	
	実習施設等に関する事項(実習指導者含む)						○	
面接授業の実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書(通信)						○		
課程修了の認定の方法(通信)						○		
指定取消							○	
業務報告								○

※1 提出前に、あらかじめ県にご相談ください。(運営指針 I-4-(4))

※2 養成課程(昼間・夜間・通信)別で指定を受ける必要があります。

※3 修業年限、養成課程、入所定員、学級数を除きます。

※4 専任教員の他、教員要件を有する教員を含みます。